

はかりの定期検査を実施します

～今年も定期検査受検の年です～

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。今年も、定期検査の年になっていますので、該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。

関係者の方（令和3年に受検された方）には、事前に郵送で通知しますが、取引・証明に使用する「はかり」を所有しているのに通知が届かない方は、商工観光課にお問い合わせください。

実施日	時間	場所
5月9日(火)	11:30～12:00	和田出張所
	13:30～14:30	油田出張所
5月10日(水)	11:00～11:30	東和総合センター
	13:00～13:30	商工会東和支所
	14:00～15:00	日良居庁舎
5月11日(木)	11:00～12:00	たちばなケアプラザ
	13:00～14:30	
5月12日(金)	11:00～11:30	佐連会館
	13:00～14:30	白木出張所
5月15日(月)	11:00～12:00	沖浦農村環境改善センター
	13:30～14:30	蒲野農村環境改善センター
5月16日(火)	11:00～12:00	大島文化センター
	13:00～14:30	
5月17日(水)	11:00～11:30	棕野出張所
	13:00～14:30	農業者健康管理センター

※5月18日(木)から7月31日(月)までは、山口県計量協会において実施します。(事前連絡必要)

「取引・証明」とは？

「取引」とは、有償、無償を問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為。(はかりを使って物品を売買したり、運送・保管等に伴う料金を決めたりする場合など)

「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。(はかりで量った重量を相手等へ知らせる行為で、病院や学校または保育園などで健康診断等に用いるものなど)

お持ちいただくもの

はかり本体（清掃したもの）、手数料
※ただし、計量士による代行検査を受けているもの、検定等に合格して間のないもの等は、この検査を受ける必要はありません。

商工観光課 ☎0820 (79) 1003

山口県計量協会 ☎083 (986) 2591

少子高齢化で全国的に人口が減っていく中では、空家問題はどうしても避けられませんが、窓口に来られる方のお話を伺っていると、相続などで家を数軒抱えておられる場合

地域おこし協力隊員になったから半年が経過しました。空家になっていった祖母の家に住み始めましたが、家も片付き、畑も整理をして暮らしも落ち着いてきました。空家バンクの相談を受けていると、空家になってからの年数が短くても建物の傷みが激しくて活用できない場合があります。一方で祖母の家のように住むことができる物件もあります。祖母の家の場合もありません。祖母の家の場合も、空家になってから30年も経っていましたが、屋根の吹き替えを行うなど、両親が管理をしていました。

地域おこし協力隊員 岡本由紀子の
しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

37

空家定住対策課

☎0820 (74) 1033



▲移住相談の様子

もありません。人が住まなくなると家は、思いがけないところが傷みはじめます。受け継いだ家を守るには、人が住むことが一番良い方法です。定期的な管理が難しくなってきたら、早い段階でご相談ください。空家バンクの制度も見直され、以前よりも条件が緩和され、助成制度も手厚くなっています。移住のために住まいを探しておられる方も多いので、是非受け皿となっていきたいと思っています。休日、町内で行われているマルシェなどのイベントに積極的に足を運んでいます。竹細工に興味をもって、練習のために作ったものを持ち歩くこともあります。移住や空家のこと、竹細工に関する事など、気軽に声を掛けてください。